

埼玉県糖尿病協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「埼玉県糖尿病協会」と称する。

2 副称として「日本糖尿病協会 埼玉県支部」を用いる。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、埼玉県に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本糖尿病協会と連携して広く糖尿病に関する知識の普及啓発を行い、また他の都道府県糖尿病協会とも協力して、地域住民の健康増進に寄与するとともに、会員の資質の向上と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 講演会、研修会の開催
- (2) 糖尿病の予防および治療に関する調査研究
- (3) 糖尿病の患者および家族に対する療養指導
- (4) 公益社団法人日本糖尿病協会との連携
- (5) 会誌の発行
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 以下にあげるものを会員とする。

- (1) 一般会員；糖尿病患者および家族、友人、医師、医療従事者等を含めて構成された医療機関等を単位に組織された団体（以下分会という）の構成員。
- (2) 個人会員；糖尿病に深い関心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人。
- (3) 医療スタッフ会員；糖尿病治療にかかわるコメディカル（CDEL 埼玉を含む）などで本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの。
- (4) 賛助会員；本会の目的および事業を賛助するために入会した個人または団体。

- (5) 名誉会員；75歳以上で本会に功労があった者または学識経験者の中から推戴し、総会で承認されたもの。
 - (6) 名誉顧問；本会に精通し、有益な助言を与える立場のもので総会で承認されたもの。
 - (7) 優良模範会員；80歳以上で糖尿病歴20年以上かつ、公益社団法人日本糖尿病協会会員歴20年以上で、公益社団法人日本糖尿病協会優良模範会員として認められたもの。
- 2 一般会員、個人会員、医療スタッフ会員、優良模範会員、名誉会員、名誉顧問は、公益社団法人日本糖尿病協会にも同時に入会することとする。

(入会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出する。
- 2 上記の申込書は公益社団法人日本糖尿病協会の入会申込書を兼ねる。

(会費)

- 第7条 会員は、別途定める会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 会費を2年以上納入しない時。
- 3 CDEL 埼玉の資格取得者も会費の2年間未納の際には退会扱いとする。
- *退会の際は未納分を支払う必要があります。

第3章 組織等

(分会)

- 第9条 医療機関等に分会を置く。

(事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(役員)

- 第11条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 数名
 - (3) 理事 総会で適当と認めた者
 - (4) 会計担当 2名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 監事 2名
- 2 役員は本会の会員の中から総会にて選任する。
 - 3 理事のうち1名を理事長とする。
 - 4 理事のうち副理事長および常任理事を置くことができる。
 - 5 役員は、就任年度の4月1日現在満76歳未満の者とする。
 - 6 会長は公益社団法人日本糖尿病協会の都道府県代表を務めるものとする。

(任期)

- 第12条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた時には、補欠の選任、選出をすることができる。ただし、業務に支障がない時は次の改選期までその欠員を補充しないことができる。
 - 3 補欠者の任期は前任者の残存期間とする。

(総会)

- 第13条 会長は毎事業年度の初めに定時総会を招集するものとする。
- 2 総会は細則によって別に定める代議員をもって構成する。
 - 3 総会は以下の事項について決議する。
 - (1) 事業報告・決算
 - (2) 事業計画・予算
 - (3) 役員を選任および解任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、会の運営に関する重要事項
 - 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛否をもって決する。賛否同数の場合は議長が決定する。
 - 5 会長が必要と認めた時には臨時総会を招集することができる。

(理事会)

- 第14条 理事会は本会の理事をもって構成し、会長または理事長が必要と認めた場合に会長がこれを招集する。
- 2 名誉会員、名誉顧問は理事会に出席して発言することができるが、議

決権はないものとする。

- 3 理事会は総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- 4 会長、理事長は必要と認めた時に常任理事会を開催することができる。

(委員会の種類)

第 15 条 本会に以下の委員会を置くことができる。

- (1) 企画委員会
- (2) 医療者教育委員会
- (3) CDEL 埼玉認定委員会
- (4) 小児 1 型糖尿病対策委員会
- (5) 成人 1 型糖尿病対策委員会

2 委員会の委員長は理事会の承認を得て会長が任命する。

3 委員長の任期等は役員に準ずる。

(委員会の業務)

第 16 条 委員会は以下の業務を行う。

- (1) 企画委員会は、全国糖尿病週間における無料相談会、その他当協会が行う患者教育等の事業を行う。
- (2) 医療者教育委員会は、糖尿病の診療にかかわる医師や療養指導従事者（登録医、療養指導医、登録歯科医や CDEJ、CDEL 埼玉等を含む）の教育及びその地位向上のための事業を行う。
- (3) CDEL 埼玉認定委員会は、CDEL 埼玉の認定と更新にかかわる事業を行う。
- (4) 小児 1 型糖尿病対策委員会は、小児 1 型糖尿病に関する事業を行う。
- (5) 成人 1 型糖尿病対策委員会は、成人以上の 1 型糖尿病に関する事業を行う。

第 4 章 会計

(経費)

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入により支弁する。

(会費)

第 18 条 会員は毎月一定額の会費を拠出する。会費は原則として 1 2 か月分を前納するものとする。会費については細則に定める。

2 名誉会員、名誉顧問、優良模範会員は本会の会費を免除する。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(細則)

第 20 条 この会則に定めない事項、並びにこの会則の執行または会の運営に関する細則は理事会で定める。

第 5 章 補則

(委任)

第 21 条 本会則に定めのない事項は会長が別に定める。

付則

この会則は昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 4 年 4 月 1 日改正)

(平成 9 年 6 月 17 日改正)

(平成 22 年 2 月 23 日改正)

(平成 23 年 6 月 21 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 28 年 6 月 21 日改正)

(平成 30 年 6 月 19 日改正)

(平成 30 年 9 月 20 日改正)

細則

第 1 条 (会費)

- 1 一般会員は埼玉県糖尿病協会の会費として、年額 200 円とする。
- 2 個人会員（医師）は、年額 5000 円とする。
- 3 医療スタッフ会員は、分会に所属する者 800 円、そうでない者 4200 円とする。
- 4 名誉会員、名誉顧問、優良模範会員は本会の会費を免除する。

平成 23 年 6 月 21 日改正